

岡崎市告示第40号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

平成27年2月13日

岡崎市長 内 田 康 宏

1 指定する形質変更時要届出区域

岡崎市東牧内町字日久 50番1※、50番2、50番3、51番1、51番2、51番3、52番※、53番1※、54番1※、54番2、56番1※、56番2、62番1※、62番2、63番1※、63番2、64番1、65番1、66番1、67番2、68番1※、68番2、68番3、69番1、69番2、69番3、70番、71番1、73番2、75番1

岡崎市東牧内町字日久東 35番1、35番4、35番5、35番6、35番7、36番1※、36番2※、37番2、37番3、38番1、38番2、38番4、38番5、38番6、38番7、39番1、39番2、39番4、39番5、39番6、39番7、41番1※、42番1、43番2、43番3※、43番6、43番7、44番3、132番※、133番※、135番※、136番※

岡崎市東牧内町字甲田 21番2、22番3、22番4、23番1、23番3、24番3、24番4、25番2、26番4、26番5、81番2、84番3、84番4、85番1、85番3、86番1※、86番3※、90番3※、90番4※、91番3※、92番※、94番※、95番2、96番2※、98番2※、99番2、146番2、146番3

※ 地番の一部を指定

なお、当該区域の一部(岡崎市東牧内町字日久50番1、50番2、50番3、70番、71番1、岡崎市東牧内町字日久東39番4、39番7、41番1、43番3、132番、133番、135番、136番 以上の地番の一部、岡崎市東牧内町字日久東42番1、43番2、43番6、43番7)は、土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第58条第4項第9号に該当する区域である。

- 2 規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
- 3 規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物